

特別支援学校の校名変更の方針について

1 これまでの経緯

- ① 平成19年改正学校教育法施行（盲・聾・養護学校→障がい種を超えた特別支援学校へ）
→ 特別支援学校校長会やPTA等に意見照会を行った上で検討した結果、校章や校歌に「養」の文字を含む、校名に馴染みがある等の理由で校名変更見送り
- ② 平成29年4月八戸高等支援学校開校（本県の県立学校では初、校名に「支援学校」を用いた学校）
→ 他の学校の校名について特別支援学校PTA連合会等に意見照会したが、丁寧かつ慎重に進めてほしいとの要望があり、校名変更見送り
- ③ 令和6年末現在、校名に「養護」を使用している都道府県は**本県含む8道県**
→ 高等学校長協会や特別支援学校PTA連合会から校名変更の要望が出ている

2 実施の検討

令和9年4月に県立盲学校が青森聾学校敷地内に移転し、青森聾学校と併設、黒石養護学校が旧黒石商業高校跡地に移転する予定。この3校が新校舎となるタイミングで校名を変更することとする。

校名変更の目的として、法律上「盲・聾・養護学校」から「特別支援学校」に一本化されたことを受けた対応であることから、上記3校も含めた特別支援学校について、令和9年4月に校名変更を行うこととし、具体的な検討を行う。

ただし、青森市内の青森第一、青森第二、青森第一高等及び青森第二高等養護学校の4校については、令和8年度に開催予定の新特別支援教育推進ビジョン検討会議（仮称）において、当面分教室を設置する予定の各学校の今後の対応について検討する際、校名変更についても併せて検討する。

3 基本的な考え方

【原則】学校名を「～支援学校」へ

法律上、「盲・聾・養護」から「特別支援学校」に一本化のため。

【盲・聾学校】学校＋関係団体に意見聴取後、新校名を教育委員会会議で決定

盲・聾学校のこれまで継承されてきた長い歴史などの現状を勘案し、学校と関係団体の意見も踏まえ検討・決定する。

学校における意見の検討に際しては、地域の意見としてコミュニティ・スクール（以下「CS」という。）を活用する。

学校名	対応	名称変更後
県立盲学校 八戸盲学校	学校（CS）＋関係団体 意見聴取後、 教育委員会会議で決定	（第1案）現行のまま （第2案）青森視覚支援学校 八戸視覚支援学校
青森聾学校 弘前聾学校 八戸聾学校		（第1案）現行のまま （第2案）青森聴覚支援学校 弘前聴覚支援学校 八戸聴覚支援学校

【第一・第二を含む学校】一般に公募し、提出された意見を基に教育庁内で検討。新校名を各学校に確認後、教育委員会会議で決定

地域によって校名と障がい種が異なっている等の状況を鑑み、公募を行い、意見を集約。検討した新校名案について、学校へ確認する（CSの活用）。

なお、東青地区特別支援学校教室不足対応方策に関連する4校は、令和8年度の新特別支援教育推進ビジョン検討会議（仮称）において、対応を検討する。

学校名	対応	名称変更後
弘前第一養護学校 弘前第二養護学校	公募後、庁内で検討 学校（CS）へ確認後、 教育委員会会議で決定	弘前〇〇支援学校
八戸第一養護学校 八戸第二養護学校		八戸〇〇支援学校
青森第一養護学校 青森第二養護学校	新ビジョン検討会議において 校名変更を検討 対応は上記と同様	青森〇〇支援学校
青森第一高等養護学校 青森第二高等養護学校		青森〇〇高等支援学校 （又は青森〇〇支援学校）

※〇〇部分を公募。高等養護学校の扱いは令和8年度新ビジョン検討会議の結果による。

【上記以外（八戸高等支援学校を除く）】新校名を各学校に確認後、教育委員会会議で決定

これまでの校名となっている地域名を生かしつつ、「～養護学校」から「～支援学校」への変更を基本とする。

新校名案について、学校へ確認する（CSの活用）。

学校名	対応	名称変更後
青森若葉養護学校	右記校名を 学校（CS）へ確認後、 教育委員会会議で決定	青森若葉支援学校
森田養護学校		森田支援学校
黒石養護学校		黒石支援学校
浪岡養護学校		浪岡支援学校
七戸養護学校		七戸支援学校
むつ養護学校		むつ支援学校

【八戸高等支援学校】既に「支援学校」であり、現状のままの校名とする。

4 公募について【対象校…第一・第二を含む学校】

- ① 応募資格 一般県民等（教員や元教員なども可）
- ② 応募ルール フォームでの応募、各校の「〇〇」部分への意見とその提案理由を応募してもらう
公募対象校全校への応募でも一部の学校への応募でも可
- ③ 周知方法 報道機関投げ込み及び県教育委員会ホームページ
- ④ 留意事項 応募数の多さで決定するものではなく、最終的に県立学校としての統一感を考慮して県教育委員会が決定する

5 校名変更スケジュール

令和7年	10月8日	教育委員会会議（校名変更の方針報告）
	11月～	【公募校】フォームによる公募（1か月程度） 【盲・聾学校】学校＋関係団体意見聴取 【上記以外】変更案の学校への確認
令和8年	1月～2月	各校CS開催時期
	3月	教育庁で学校からの意見を踏まえ整理・調整 教育委員会会議で校名決定、公表
	6月～	条例改正等、学校における校章変更等の手続き
令和9年	4月	新校名スタート